

「暴風警報」「特別警報」発令時の登校・下校について

「尾張旭市」または、「尾張旭市」を含む地域（愛知県・愛知県西部・尾張東部等）に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合の児童の登下校の基本は次のとおりです。

「暴風警報」の発令と解除			「特別警報」発令と解除
登校前の発令		登校しない（自宅待機）	登校しない
警 報 解 除	① 午前 6 時 3 0 分までの解除	平常通り登校する。	緊急メールなどの連絡による ※ 解除されても連絡を待つ。
	② 午前 6 時 3 0 分～午前 1 1 時の間の解除	家庭で昼食をすませ、1 3 時 3 0 分までに学校へ登校する。 ※ 通学団で集合時間を決めます。	
	③ 午前 1 1 時に警報が継続されている場合 また、それ以降の解除	登校しない。（休校）	

※ 確認のために緊急メールでも連絡しますが、連絡がない場合は、このようにお願いします。

在校中に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合
○ 授業等を直ちに中止し、引き渡し下校の準備をします。 ○ 戸外の通行で危険があると認められた場合は、学校に待機させる場合もあります。 ○ 必要に応じて、緊急メールにて連絡します。 ○ 警報が解除されても、安全が確認されるまでは学校にて待機させます。

※ 特別警報については、下の気象庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/>

「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合・・・登校前は自宅待機

在校中に発令された場合、基本的には次のようにします。緊急メールで連絡します。
○ 授業等を直ちに中止し、引き渡し下校の準備をし、保護者のお迎えまで学校に待機させます。

すでに大地震等大きな災害が発生した場合。
○ 保護者のお迎えまで学校に待機させます。 ★ 学校の状況の伝達：メール配信・ホームページ・「1 1 7 災害伝言ダイヤル」 災害伝言ダイヤル用電話番号：090-1471-9528

保護者の皆様へのお願い

◎危険箇所の通報

道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災発生等、児童が通行するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

（お問合せ先：旭小学校 教頭 TEL 53-2035）